

## ⊕ 定時株主総会の翌月からの給与改定

**Q** : 定時株主総会の直後に役員給与の支給がありますので、給与改定が間に合わず、翌月からの改定となります。この場合でも定時同額給与として認められるのでしょうか？

**A** : 事実関係が立証できる書面があれば、認められるようです。

### 【解説】

法人税法上、役員給与が損金に算入されるには、支給期間を通じて、各支給時期における支給額が同額でなければなりません。

したがって、給与改定を期中でしている場合には、「事業年度開始の日から給与改定後の最初の支給時期の前日までの支給期間」の各支給時期における支給額が同額であり、かつ、「給与改定前の最後の支給時期の翌日からその事業年度終了の日までの支給期間」の各支給時期における支給額が同額である必要があります。

おたずねのように、定時株主総会で給与改定が行われ、そのすぐ後に給与を支給するという場合は、原則的には、この要件を満たさず、支給する給与は損金算入できないことになるのですが、給与振込などの関係で、直後の支給日には改定できず、その翌月になってしまうということも実務的には起こりうることから、国税庁では、職務執行の開始日を直近の給与支給日後にする旨の議事録等を残し、事実関係が客観的に立証できる書面がある場合に限り、定期同額給与として損金算入を認めることとしているようです。

